

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

■ 現 状

食品の表示は、消費者にとって食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても、原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、その果たす役割は大変重要です。

食品表示については、「食品表示法」により、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために必要な食品に関する表示の基準が定められており、また、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）により、商品の品質や価格等について実際のものより著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示は禁止されています。

道では、食品表示制度の正しい理解を図るため、セミナーの開催やリーフレットの配布などにより普及啓発に努めるとともに、関係法令等の遵守状況の把握、食品表示に関する監視と違反に対する指導等を実施しています。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

食品表示制度の普及啓発

- ・食品表示制度に関するセミナーを開催し、表示制度の普及啓発に努めました。（消費者安全課）
- ・食品表示に関する事業者からの相談に対応し、表示の適正化に努めました。（消費者安全課）

不正を見逃さない監視体制の充実

- ・食品小売店等に対して、原産地表示の欠落等についての一斉調査を実施し、不適切な表示を行っている事業者に対して、必要な指導を行いました。（消費者安全課）
- ・道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店における生鮮食品の表示の実態について調査を実施し、生鮮食品の表示の実態について把握しました。（消費者安全課）
- ・電話やウェブフォームにより、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、食品表示の適正化の促進を図りました。（消費者安全課）
- ・ホテル・飲食店等事業者に対し、適正なメニュー表示に向けた景品表示法に係る調査を実施し、適正なメニュー表示について啓発するとともに、不適切な表示を行っている事業者に対して必要な指導を行いました。（消費者安全課）
- ・道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、通報等に対する処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。（消費者安全課）

原料原産地表示の促進

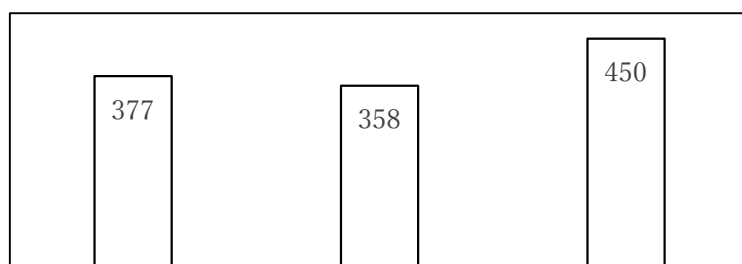
- ・道産食品登録制度について、道庁ロビーでのパネル展示や商談会での啓発資材の掲示を行うなど、制度のPRに取り組みました。また、令和5年度は、新たに29商品を登録しました。（食品政策課）

- ・「道産食品全国モニター」を各都府県に1名ずつ配置し、道産食品の表示状況調査やアンケート調査を実施しました。（食品政策課）

■ 今後の課題

- ・食品表示制度に係る事業者の相談に対応し、適正な制度の普及啓発に引き続き努める必要があります。（消費者安全課）
- ・引き続き、食品表示に関する疑義情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付け、原産地等の欠落等についての一斉調査や、小売店における食品表示の実態調査を行う必要があります。（消費者安全課）
- ・引き続き、食の安全・安心に係る通報や対応等の状況について定期的に関係課で情報共有し、監視に係る連携を継続する必要があります。（消費者安全課）
- ・道産食品登録制度は、新型コロナウイルス感染症の影響や国際情勢の変化に伴うエネルギーや原材料の価格高騰などを受け、登録商品の製造中止により登録数は減少したものの、商品PRに効果的と考えている事業者も多くいることから、食品事業者への制度のさらなる普及が必要となっています。（食品政策課）

道産食品登録制度の登録数(品)



現状値

H29

2017

実績値

R5

2023

目標値

(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

■ 現 状

食の安全・安心を確保する上で、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の過程を明らかにするとともに、不測の事態発生時の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止などに有効な食品トレーサビリティの導入・普及が重要となっています。

国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）に基づき、店頭で生産履歴を確認できるトレーサビリティシステムが平成16年から稼働しています。

また、平成21年に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が制定され、米穀等を取り扱う事業者（米穀事業者）に対し、取引等の記録の作成・保存（平成22年施行）及び産地情報の伝達（平成23年施行）が義務付けられています。

食の安全・安心の確保のため、法律で義務化された遵守事項の確実な履行はもとより、食品ごとの生産・流通状況に応じたトレーサビリティの導入促進が求められており、また、GAPなど、トレーサビリティの機能を有する取組の実践も進められています。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

トレーサビリティシステムの円滑な運用と導入の促進

- ・農林水産省及び（独）家畜改良センターが運用する牛トレーサビリティ法について、耳標発行の手続きや死亡牛の不適切事案への対応など、法の確実な履行に協力しました。（畜産振興課）
- ・国（北海道農政事務所）と連携し、米飯類を販売・提供する地域外食事業者等へパンフレットを配布しました。（農産振興課）
- ・道のホームページにおいて、トレーサビリティ導入の手引き、国のガイドラインやマニュアル等の情報を提供しました。（食品政策課）
- ・GAPなど、トレーサビリティ機能を有する取組の実践や認証取得を支援しました。（食品政策課）

■ 今後の課題

- ・食品トレーサビリティについて、法規制のない品目についても生産から流通・加工、販売に関わる関係者が自主的にトレーサビリティの導入に取り組むことができるようマニュアルの紹介などの取組が必要です。（食品政策課）
- ・牛肉や米のトレーサビリティ制度は引き続き、法や制度の確実な履行や義務事項の遵守を確認する必要があるとともに、制度の普及・啓発に努めていく必要があります。（畜産振興課、農産振興課）
- ・国は、令和4（2022）年3月9日に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定し、「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進」することとしており、道としても道内の全ての生産現場における国際水準GAPの実践に向けた取組が必要です。（食品政策課）

2 道産食品の認証制度の推進

■ 現 状

道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、道においては、高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりつぶ）」を平成16年度に創設し、その普及に取り組んでいます。

令和6年3月末現在、ハム、日本酒、ナチュラルチーズ、アイスクリーム、みそ、しょうゆ、いくら、熟成塩蔵さけなど21品目について認証基準を設定し、14品目36品が認証されています。また、認証された商品は、毎年、認証機関による現場検査、専門家による官能検査を行い、品質の保持に努めています。

この制度は、食の安全・安心に関心の高い消費者には普及していますが、一般消費者等への浸透がまだ十分ではなく、制度の認知度向上と認証数の拡大に向けた一層の取組が必要です。

また、制定以降、HACCPの義務化や企業独自のブランド戦略の広がりなど、本制度をめぐる情勢が変化しています。

■ 令和5年度（2023年度）に講じた施策

制度の認知度向上・認証数の拡大

- ・道庁ロビーでのパネル展示や商談会での啓発資料の掲示など、制度のPRに取り組みました。（食品政策課）
- ・学識経験者や農漁業団体、バイヤーなどで構成する運営懇談会を開催し、制度の普及拡大に向けた意見聴取を行いました。（食品政策課）

■ 今後の課題

- ・制度創設以降、食品等事業者におけるHACCPに基づいた衛生管理の徹底や企業独自のブランド戦略の広がりなど、本制度をめぐる情勢が変化していることから、今後の制度のあり方について検討することとしています。（食品政策課）

道産食品独自認証制度

道内で生産された農林水産物、または主な原材料に道産農林水産物を用いた加工食品を対象に、衛生管理や食品添加物の使用等に関する基準を設定し、生産者のこだわりが生む食品の個性（商品特性）を一つ以上求め、最終的に消費者と専門家による官能検査（食味検査）を経て第三者機関が認証します。

認証された食品には、道が定めた認証マークと、原料の原産地を表示します。

それにより道産食品に対する消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的としています。



□ 道産食品独自認証制度の認証状況（令和6年3月末現在）

認証品目	会社数	認証数	認証品目	会社数	認証数
ハム類	1	3	みそ	2	2
ベーコン類	-	1	納豆	2	9
日本酒	1	1	豆腐	1	4
熟成塩蔵さけ	2	2	しょうゆ	2	3
ナチュラルチーズ	1	2	醤油いくら	-	1
そば	1	2	魚醤油	-	1
アイスクリーム	1	2			
いくら	2	3	計	16	36

資料:北海道農政部

※ 認証基準は21品目設定

【制度の仕組み】

